

眺望景観形成誘導基準(案)

視点場	ヴィーナステラス			ヴィーナブリッジ		
区域	区域①(須磨海づり公園～ポートアイランド北端)			区域a(概ね半径3kmの範囲)		
	区域②(和田岬～ポートアイランド北端)			区域b(概ね半径500mの範囲)		
	区域③(ポートタワーと視点場を結ぶエリア)					
視対象	大阪湾・紀伊半島への見晴らし	都心部・港内海水面への見晴らし	ポートタワー	市街地への見晴らし		
現状	眼下に都心部・神戸港が広がり、ポートアイランド、神戸空港、大阪湾、紀伊半島まで見渡すことができる。			眼下のビル群については個々のビルの細部までよく見える。		
	—			また、三宮都心部も見渡すことができる。		
(共通基準)						
誘導方針	大阪湾を見渡すことができる眺望景観を損なわないよう、区域内の建築物等の高さを抑える。			ヴィーナスブリッジから眺められる神戸らしい眺望景観を生かすよう、見下ろしの視線に留意した景観形成の誘導を図る。		
	—			—		
	—			—		
建築物等	高さ	各部分の標高が、下記により算定した標高(Z)を超えないこととする。[単位:m] ①地点B以東 《算定式》 $Z=(159.8+1.5)-(計画地からヴィーナステラスまでの水平距離)\times\tan0.46^\circ$ ②地点B以西 《算定式》 $Z=-0.01X+0.021Y-2874$			—	—
		—			—	—
	幅	高さ60m以上の部分について、都市計画道路中央幹線に概ね平行する方向の幅を40m以内とする。			—	—
	意匠	ヴィーナステラスからの見え方に留意した計画・設計とする。			ヴィーナスブリッジからの見え方に留意した計画・設計とする。	
		神戸港、大阪湾等を背景とした景観に寄与するような魅力あるシルエットやスカイラインを形成するデザインを工夫する。				
		都市計画道路中央幹線に概ね平行する壁面が長大で無表情なものとならないよう、分節化するなどデザインを工夫する。				
屋根	—	—	—	—	ヴィーナスブリッジからの見え方に配慮し、周辺環境と調和のとれたものとする。	
建築設備	—	—	—	—	屋上に設置する場合は、ヴィーナスブリッジからの見え方に配慮し、修景等の工夫をする。	
屋外広告物	屋上広告物	—	建物本体と一体となったデザインとなるよう工夫する。		設置を禁止する(ただし、建物本体と一体となったデザインとなるよう工夫された自家用広告物を除く)。	
	その他の広告物	—	建物や周辺環境との調和のとれた意匠とする。			
【適用除外】	<ul style="list-style-type: none"> 誘導基準の施行日に既に存在しているもの 建築物等の高さ・幅の基準については、特定街区、高度利用地区、都市再生特別地区、及び高さの最高限度が定められている地区計画区域・景観計画区域内の建築物等 神戸市が都市景観審議会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができると認めるもの 					
(夜間景観の基準)						
誘導方針	全体	ウォーターフロントの灯りや、山と海に挟まれた市街地の灯りなどが広がる現状の夜間景観を保全し、新たな照明技術を取り入れながら、温かみのある光で、みなとまち神戸らしい上品で魅力ある夜間景観を形成する。			—	—
	屋外広告物	屋外広告物の照明及び光源は、動きのあるものは避けるなど、落ち着いた上質な夜間景観を目指す。			—	—
建築物等	対象	①景観計画区域・都市景観形成地域における高さ20mを超えるもの ②景観形成指定建築物等				
	照明	色温度	みなとまちらしい温かみのある夜間景観を形成するため、光源はできるだけ電球色を使用する。特に、視点場側に共用廊下等がある場合は、光源は電球色とするよう努める。ただし、建築物の頭頂部における照明の演出についてはこの限りでない。			
		変化	建築物の頭頂部や壁面に照明を設置する場合は、光源は点滅や回転はしないものとする。光源の色が変化する場合は、徐々に変化するものとし、概ね10秒以上かけて変化することとする。			
		色	建築物の頭頂部や壁面に照明を設置する場合、光源は、原色を複数使用することは避ける。			
演出	魅力あるスカイラインを形成するため、建築物の頭頂部は、照明の演出を行うよう努める。					
【適用除外】	<ul style="list-style-type: none"> 誘導基準の施行日に既に存在しているもの 神戸ポートタワー・神戸海洋博物館・モザイク大観覧車のライトアップ、航空障害灯、及び特別なイベント時等に期間限定で実施されるライトアップ演出 地域団体等により定められた、照明に関するガイドライン等がある場合 神戸市が都市景観審議会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができると認めるもの 					

※建築物等の高さ：屋上広告物などの工作物を含めた外観上の高さ ※標高：東京湾平均海面からの高さ